

第2期東御市障がい児福祉計画の令和5年度実施状況 (令和5年6月30日現在)

1. 障がい児支援の提供体制に係る成果目標

| ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | 頁 | |
|---|-----|--|
| 児童発達支援センターの設置 | 106 | 【目標】 圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化を図る。 【実施状況】 圏域には、2事業所が設置済みであり、個別の支援会議等において個別支援の充実を図っている。 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | | 【目標】 圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化を図る。 【実施状況】 圏域では2事業所が体制を構築済みである。保育園移行児について、保育園と児童発達支援事業所を併用利用するという形での療育面でのフォローや、療育コーディネーターの支援会議等への参加依頼により、集団適応の為の専門的な支援を実施している。 |
| ②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 107 | 【目標】 圏域1箇所の既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。 【実施状況】 圏域では1事業所確保済みであり、市内の重症心身障がい児はいずれもサービスにつながっている。 |
| ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置 | | 【目標】 圏域及び市内の既存の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に努める。 【実施状況】 圏域及び市内に協議会が設置され、両協議会に医療的ケア児等コーディネーターが配置されている。 |

2. 各サービスの見込み量及び確保方策（活動指標）

| (1) 障がい児通所支援等の見込み量及び確保方策 | | | | | | |
|---|-----|----------|-----------------------------|---------|-----|--|
| サービス名 | 頁 | 令和5年度目標値 | 実績値 ⁽¹⁾ は令和4年度実績 | 達成率 | | |
| 児童発達支援 | 112 | 238 人日 | 203 (176) 人日 | 85% | | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | | 1 人日 | 0 (0) 人日 | 0% | | |
| 医療型児童発達支援 | | 5 人日 | 0 (0) 人日 | 0% | | |
| 放課後等デイサービス | | 490 人日 | 780 (809) 人日 | 159% | | |
| 保育所等訪問支援 | | 2 人日 | 1 (0) 人日 | 50% | | |
| 福祉型児童入所支援 | | 1 人 | 0 (0) 人 | 0% | | |
| 医療型児童入所支援 | | 1 人 | 1 (1) 人 | 100% | | |
| 障害児相談支援 | | 22 人 | 23 (23) 人 | 105% | | |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター | | 圏域 | 4 人 | 3 (3) 人 | 75% | |
| | | 市 | 3 人 | 2 (2) 人 | 67% | |
| (2) 発達障がい者（児）に対する支援 | | | | | | |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 | 113 | 市 | 40 (22) 人 | 364% | | |
| | | その他 | 1 (1) 人 | | | |
| ペアレントメンターの人数 | | 0 | 親の会への参加を検討 | - | | |
| ピアサポート活動への参加人数 | | | 養成研修や活動の場についての情報提供 | - | | |
| (3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 | | | | | | |
| 市立・私立保育所・認定こども園 ※未診断の児童含む | 114 | 46 人 | 33 (22) 人 | 72% | | |
| 児童館・児童クラブ ※各種手帳所持児童 | | 2 人 | 1 (1) 人 | 50% | | |